

ICT 活用原木生産体制整備事業実施要領

制定[令和3年10月13日 森第645号]
最終改正[令和4年3月17日 森第1256号]

第1 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で全国的に輸入木材が不足し、国産材製品の引き合いが強まり原木価格が上昇している現状は、森林所有者の伐採意欲の増進や県産木材の新たな販路獲得等が期待できる好機である。

この機を捉え、円滑な流通を実現するためには、原木生産者が川下の需要情報（規格・質・量・時期）を的確に把握し、需給情報のマッチングを強化した新たな流通体制を構築する必要がある。

このような流通体制の構築に向け、ICT 技術を活用した原木生産機器等の導入を促進する。

第2 採択基準

本事業の補助対象となる ICT 技術を活用した原木生産機器等（以下、「機器等」という）は、新たな流通体制の構築に向け、伐採情報・出材情報のデータ化、原木生産の省力化又は再造林の省力化に資するものとする。

第3 事業計画の作成

事業を実施するに当たって、機器等の導入を図る事業主体は、事業実施計画書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

第4 事業計画の承認

知事は、第3の事業実施計画書の提出があった場合は、記載内容を確認のうえ、承認するとともに、隠岐支庁農林水産局・各農林水産振興センター（同農林水産振興センター地域事務所含む）へ通知するものとする。

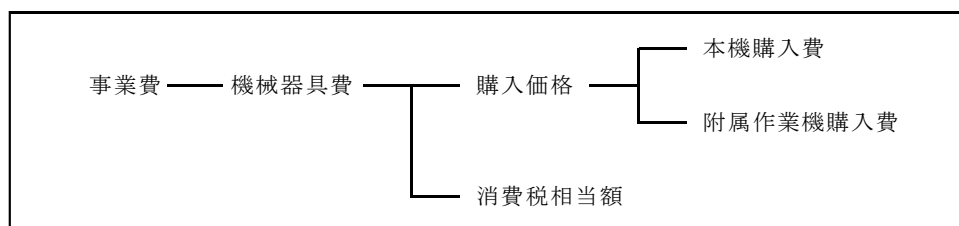
第5 事業計画の変更

事業主体が、規則第9条第1項に規定された変更を行おうとするときには、事業変更計画書（様式第2号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

第6 補助対象経費

補助対象経費は、機器等の整備に要する経費とする。

機器等の整備に要する対象事業費は、次のとおりとする。



第7 交付決定前の着手

補助事業の着手は、原則として県からの交付決定を受けてから行うものとするが、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、事業主体は、ICT活用原木生産体制整備事業交付決定前着手届（様式第3号）を知事に提出するものとする。

第8 書類の提出

この要領に基づき事業主体が知事に提出する書類は、施行地を所管する隠岐支庁農林水産局、各農林水産振興センター、同センター地域事務所を経由して提出するものとする。

第9 事業実施に関する事項

1 機器等について

機器等の整備については、次に掲げる事項によるものとする。

- (1) 補助の対象とする機器等は、新品のものとする。
- (2) 補助対象とする機器等は、耐用年数が概ね5年以上のものとする。ただし、ソフトウェアは3年以上のものとする。
- (3) 既存の機器等の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新。）は、対象としないものとする。
- (4) 事業主体が作業等を請負により実施する場合、次の要件を満たす場合に限り導入した機器等を貸し付けることができるものとする。
 - ア 事業主体と利用者との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結するものであること。
 - イ 貸付料は、「事業主体が負担する金額（＝事業費－補助金）／耐用年数＋年間管理費」以下であること。
 - ウ 整備する機器等は、貸付のための林業機械であること。
 - エ 事業主体が責任をもって機器等のメンテナンスを実施するものであること。
 - オ 利用者は、高性能林業機械等を利用するに当たっては責任をもって行い、災害等により当該機械に異常が起きた場合は、速やかに事業主体に報告するものであること。

2 機器等整備の施行方法

機器等整備の施行方法は、直営施行によるものとし、県内中小企業者に発注するよう努めること。事業主体は、事前に関係業者からのカタログの入手や参考見積りを徴収することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札または随意契約によることができるものとする。

ただし、随意契約による場合でも相見積もりを徴収するなど経費削減をはかること。

また、事業主体は、契約手続の透明性を確保するため、競争入札の場合は全入札者および入札金額を、随意契約の場合は契約の相手方及び契約金額を閲覧の方法により公表すること。

さらに、事業の実施に当たっては、事業に係る工程が明らかとなる仕様書、積算資料、図面、写真及び作業記録簿並びに資材購入等に要する経費が明らかとなる書類を整備し、保存すること。

第10 機器等の管理

事業主体は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、財産管理台帳（様式第4号）を整備保存し、事業の目的が十分達成されるよう適正に管理するものとする。

2 規則第13条1項第4号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得財産等のうち1件当たりの取得価格50万円以上の機械及び器具とする。

3 知事は、業績が悪化していない状況において補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和3年10月13日から施行する。

（施行期日）

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

（過去の改正、文書番号）

[令和3年10月13日 森第645号]

様式第1号

令和 年 月 日

島根県知事

様

(申請者)

住 所

事業主体名

代表者名

令和 年度 ICT 活用原木生産体制整備事業計画承認申請書

このことについて、事業を実施したいので、ICT活用原木生産体制整備事業実施要領第3に基づき提出します。

記

1. 事業計画書

別紙のとおり

様式第2号

令和 年 月 日

島根県知事

様

(申請者)

住 所

事業主体名

代表者名

令和 年度 ICT 活用原木生産体制整備事業計画変更承認申請書

このことについて、事業を変更したいので、ICT活用原木生産体制整備事業実施要領第5に基づき提出します。

記

1. 変更事業計画書

別紙のとおり

(別紙)

令和 年度 ICT 活用原木生産体制整備事業
(実施計画書 / 変更計画書)

1 事業の目的

※ 県に提出済みの原木生産コスト低減計画及び原木販売向上計画等、具体的な目標を定めた将来計画に資する取り組みであることを記載。

2 事業の内容

導入機器等	数量	事業費 (円) (税込み)	県補助金 (円)	積算根拠
計				

3 コスト低減効果・労働生産性向上による生産量増大効果

①コスト低減効果額：

②労働生産性向上による生産量増大効果額：

③▲導入コスト (単年)：

★導入効果：① +② = > ③

4 機器等導入を踏まえた製材用原木生産量の目標

--

5 添付資料

- ・見積書
- ・機器等の概要・性能が分かる資料（カタログ、実証結果等）
- ・その他知事が必要と認める資料

記載上の注意

1. 標題の「実施計画書」、「変更計画書」のうち該当しないものを削除
2. 事業費、県補助金は実施項目（導入機械等の種類）別に記載
3. 積算根拠は補助対象経費別に記載

島根県知事

様

(申請者)

住 所

事業主体名

代表者名

令和 年度 ICT 活用原木生産体制整備事業交付決定前着手届

このことについて、ICT 活用原木生産体制整備事業実施要領第7の規定に基づき、別記条件を了承のうえ届け出ます。

記

1. 事業内容

導入機器等	数量	事業費 (円) (税込み)	県補助金 (円)	積算根拠
計				

2. 着手予定日 令和 年 月 日

3. 交付決定前着手を必要とする理由

【別記条件】

1. 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失等を生じた場合、この損失は事業主体が負担すること。
2. 交付決定額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合において、異議を申し立てないこと。
3. 申請した事業内容について、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画の変更を行わないこと。

財産管理台帳

事業実施年度	令和 年度	事業名	ICT活用原木生産体制整備事業											
事業の内容				工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		概要
事業実施主体	工種構造 施設区分	施工箇所 または 設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分			耐用年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の内容	
							県補助金	市町村補助金等	その他					
												
												
												
												
												
												
												
合計	-	-	-	-	-					-	-	-	-	

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入。
 3 市町村補助金等欄には、市町村補助金等を活用した場合、その金額を記入。
 4 摘要欄には、譲渡先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入。
 5 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。